

久留米市個人番号カード予約
システムの利用業務に係る
条件付一般競争入札実施要領

令和3年4月
久留米市

久留米市は、久留米市個人番号カード予約システムの利用業務について、以下のとおり条件付一般競争入札を行う。

1. 業務概要

個人番号カードの交付率向上のため、現在電話のみとなっている交付事前予約方法に加え、Webで予約を受け付ける「個人番号カード予約システム」を導入する。

(1) 業務名

久留米市個人番号カード予約システムの利用業務

(2) 業務場所

久留米市役所

(3) 業務内容

「久留米市個人番号カード予約システム利用契約仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに

(4) 業務期間

ア. システム構築

契約締結の翌日から令和3年6月30日まで

イ. 運用保守

令和3年7月1日から令和8年3月31日まで

(5) 予定価格（消費税及び地方消費税は含まない）

21,375,000円（月375,000円×57か月）

契約形態は、システム構築及び運用保守業務費用を含むサービス利用料の総額で契約するものとして上限額を設定しており、上限額を超えての入札は無効とする。

なお、各年度における支払限度額は次のとおりである。

年度	支払限度額（税抜）	備考
令和3年度	3,375,000円	サービス利用料（月払い）
令和4年度	4,500,000円	サービス利用料（月払い）
令和5年度	4,500,000円	サービス利用料（月払い）
令和6年度	4,500,000円	サービス利用料（月払い）
令和7年度	4,500,000円	サービス利用料（月払い）

※令和3年度は7月分から利用料が発生し、毎月末日締め翌月払いとする。

(6) 最低制限価格

なし

(7) 支払条件

前金払い及び部分払いなし

(8) 契約条項を示す場所

市民文化部市民課（久留米市役所1階）

2. 入札参加資格審査

(1) 資格審査方法

事前審査

(2) 参加資格

企画提案書の提出締切時点で、単独の事業者の場合は、アからカまでの全ての要件を満たすこと。

また、共同事業者の場合は、いずれかの構成員がカの要件を満たすとともに、それぞれ構成員でア～オ及びキの要件を満たすこと。

ア. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ. 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。

ウ. 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著し

- く不健全であると認められる者でないこと。
- エ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- カ. 公示時点において、人口20万人以上の政令市又は中核市で総合行政ネットワーク（L G W A N）を活用した公共施設その他の公共サービス予約システムの導入実績を有する者であること。
- キ. 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間企業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、参加申込書等提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体結成予定書を作成し、提出すること。

(3) 入札参加資格確認申請

ア. 参加に必要な書類

「久留米市個人番号カード予約システムの利用業務に係る条件付一般競争入札参加資格確認申請要領」を参照の上、入札参加資格確認申請書（第1号様式）、役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）、暴力団排除に基づく誓約書（第3号様式）、登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）、委任状（第4号様式）※支店等に参加手続き等の委任を行う場合のみ、参加資格に係る申立書（第5号様式）、使用印鑑届（第6号様式）、業務実績表（第7号様式）を提出すること。

共同事業体として参加する場合には、共同事業体結成予定書(様式第12号)を提出すること。
また、共同事業体は以下の通りとする。

※代表者:入札参加資格確認申請書（第1号様式）、委任状（第4号様式）※支店等に参加手続き等の委任を行う場合のみ

※いずれかの構成員：業務実績表（第7号様式）

※共同事業体に属する全ての構成員：参加資格に係る申立書（第5号様式）、登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）、共同事業体結成予定書(様式第12号)

審査を受けていない場合や審査により不適合と判断された場合は、入札参加資格がないものとする。

イ. 提出期限および注意事項

令和3年5月6日(木)10時00分までに10.事務局に申請書類を持参又は郵送すること。
郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。提出に際し、提出者の会社名、所属名、氏名等が分かるようにすること。期限までに提出がなかった場合は、久留米市個人番号カード予約システムの利用業務に係る条件付一般競争入札へ参加出来ないものとする。

ウ. 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を、令和3年5月14日(金)までに入札参加資格確認通知書(郵送)にて通知する。なお、審査結果に関する質問は一切受け付けないものとする。

エ. 経費および遵守すべき事項

(ア) 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。

(イ) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効となる。

(ウ) 提出資料は、返却しない。

(エ) 提出資料は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。

(オ) 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。

3. 入札について

(1) 入札方法

郵便入札

(2) 提出書類

入札書（第10号様式）

(3) 提出期限

令和3年5月18日（火）17時00分 必着

(4) 提出先

10. 事務局に示す。

(5) 郵送方法

封筒表面に「入札書在中」と朱書きして、事業所名及び宛先を記入し、裏面に、業務名、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

なお、一般書留または簡易書留のいずれかで郵送すること。

(6) 入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

4. 開札について

(1) 開札日時

令和3年5月19日（水）10時00分

(2) 開札場所

久留米市役所 12階 会議室

(3) 立会い

開札の立会いは希望制とする。立会いを希望する場合は、開札日の前日正午までに開札立会申請書（第11号様式）を電子メールまたはFAXにて送信すること。入札執行担当者以外の久留米市職員1名以上の立会いのうえ、開札する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに入札辞退届（第9号様式）を10. 事務局に届け出ること。

5. 入札保証金

久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第7条による。

6. 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

7. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が入札したとき

(2) 入札金額が予定価格を超えるとき

(3) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

(4) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

- (5) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- (6) 入札書に入札者の記名押印がないとき
- (7) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- (8) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8. その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

ア. 受付期間：令和3年4月23日（金）から5月7日（金）12時00分まで

イ. 受付場所：10. 事務局に示す。

ウ. 質問の提出方法

質問書（第8号様式）に必要な事項を記入の上、FAXまたは電子メールで提出すること。

エ. 質問に対する回答

令和3年5月10日（月）までに電子メールにて回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、令和3年5月下旬までに契約締結の手続きを行うこと。

9. その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取消し、契約を行わないものとする。

(6) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンを使用しないこと。

(7) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

10. 問合せ先（事務局）

久留米市 市民文化部 市民課（担当：山村、鈴木、渡邊）

住所：〒830-8520

福岡県久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9747

FAX：0942-30-9758

電子メール：shiminka@city.kurume.fukuoka.jp